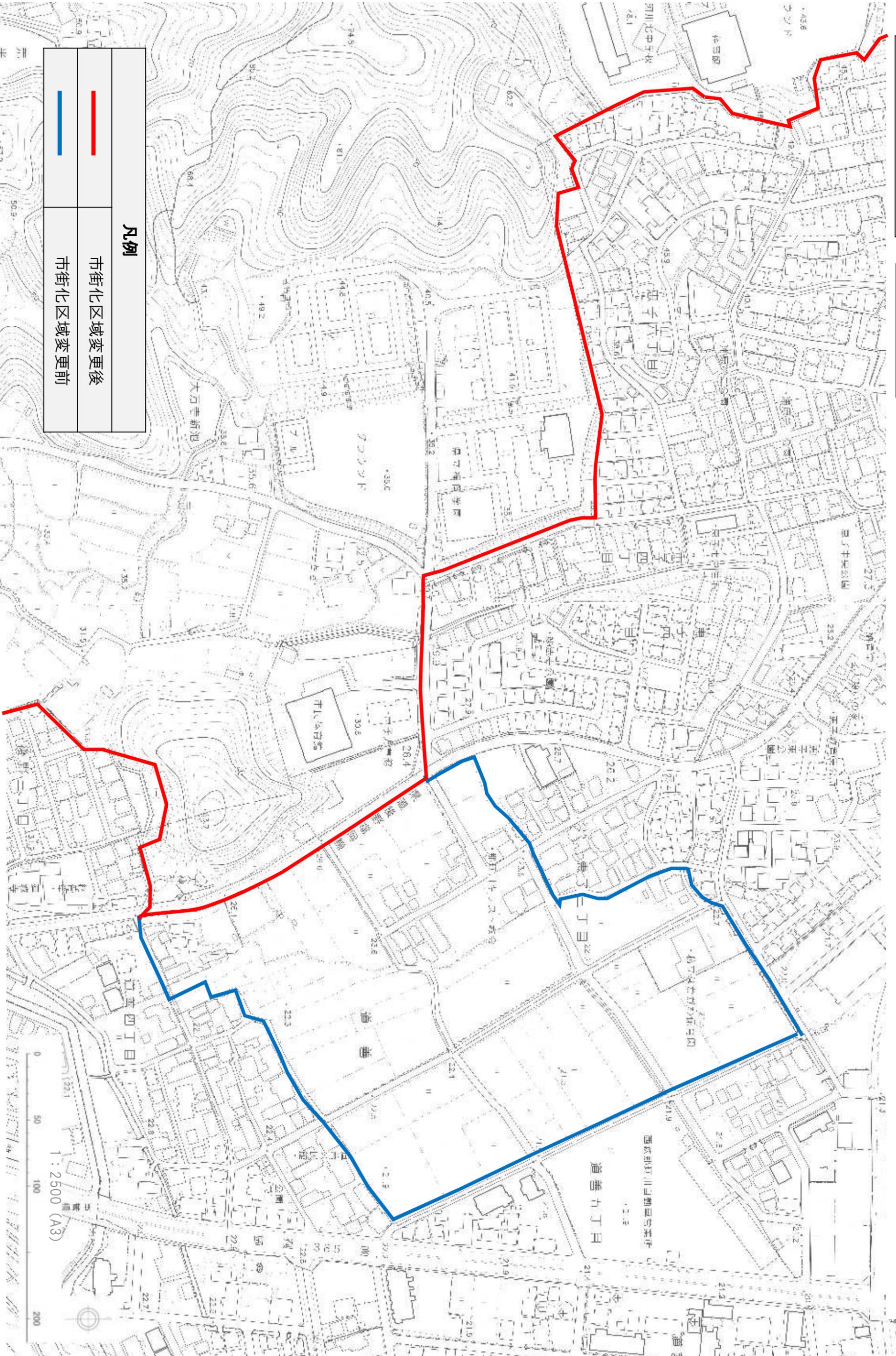


# 計画図

# 即5



第3813号議案

2都第3122号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

## 北九州広域都市計画区域区分の変更

北九州広域都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

# 北九州広域都市計画

## 区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

## 北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年	令和7年
		(基準年)	(基準年の10年後)
都市計画区域内人口		1,036千人	984千人
市街化区域内人口		990千人	944千人
配分する人口		-	939千人
保留する人口		-	5千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	5千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由  
別紙のとおり

## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。

第3814号議案

2都第3122号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

## 久留米小郡都市計画区域区分の変更

久留米小郡都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

# 久留米小郡都市計画

## 区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

## 久留米小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	298千人	298千人
	市街化区域内人口	246千人	254千人
	配分する人口	-	253千人
	保留する人口	-	1千人
	(特定保留)	-	0人
	(一般保留)	-	1千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

別紙のとおり

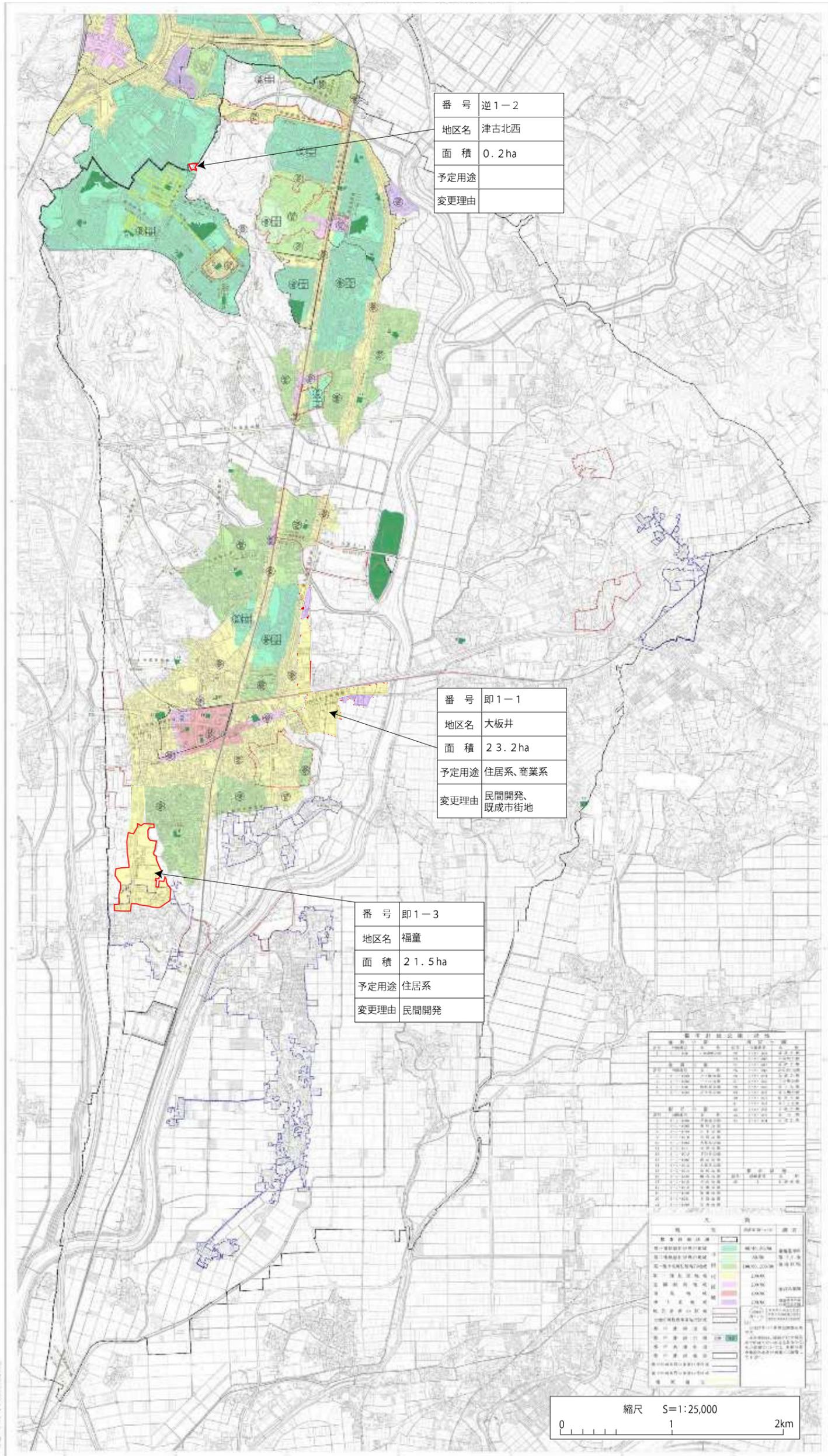
## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うとともに、保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実と見込まれる2地区について市街化区域に編入する他、今後の都市的土地利用が見込まない1地区について市街化調整区域に編入するものです。

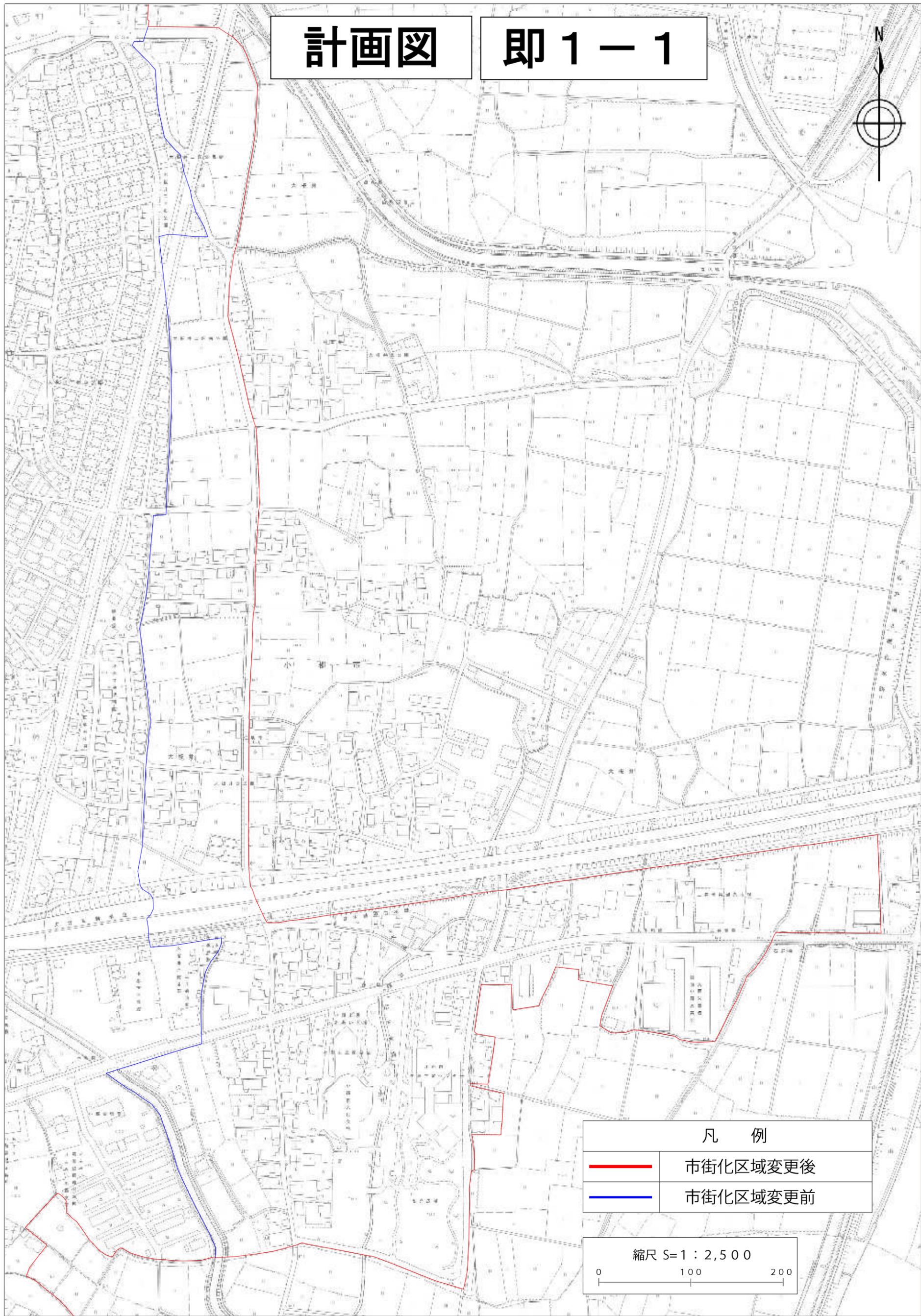
# 総括図

(1/25,000)

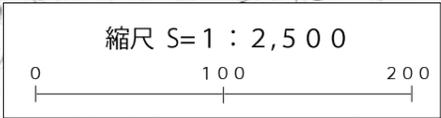


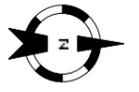
# 計画図

# 即 1 - 1



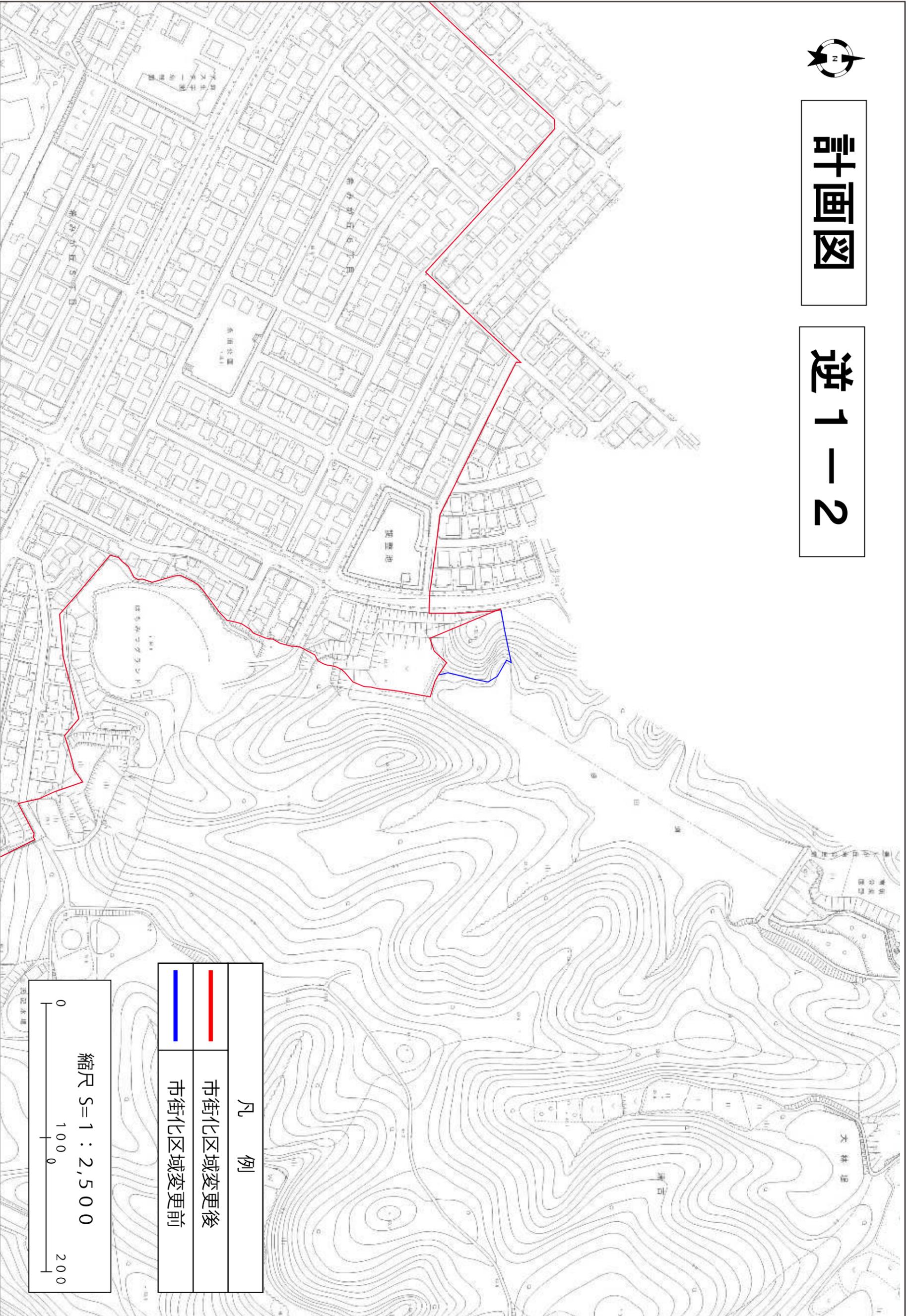
凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前

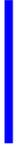


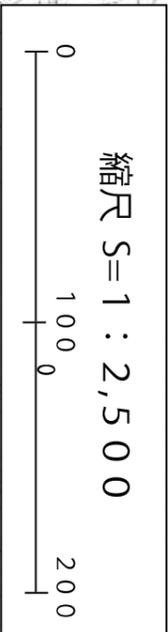


# 計画図

# 逆1-2



凡 例	
	市街化区域変更後
	市街化区域変更前

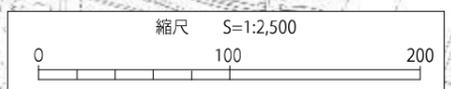
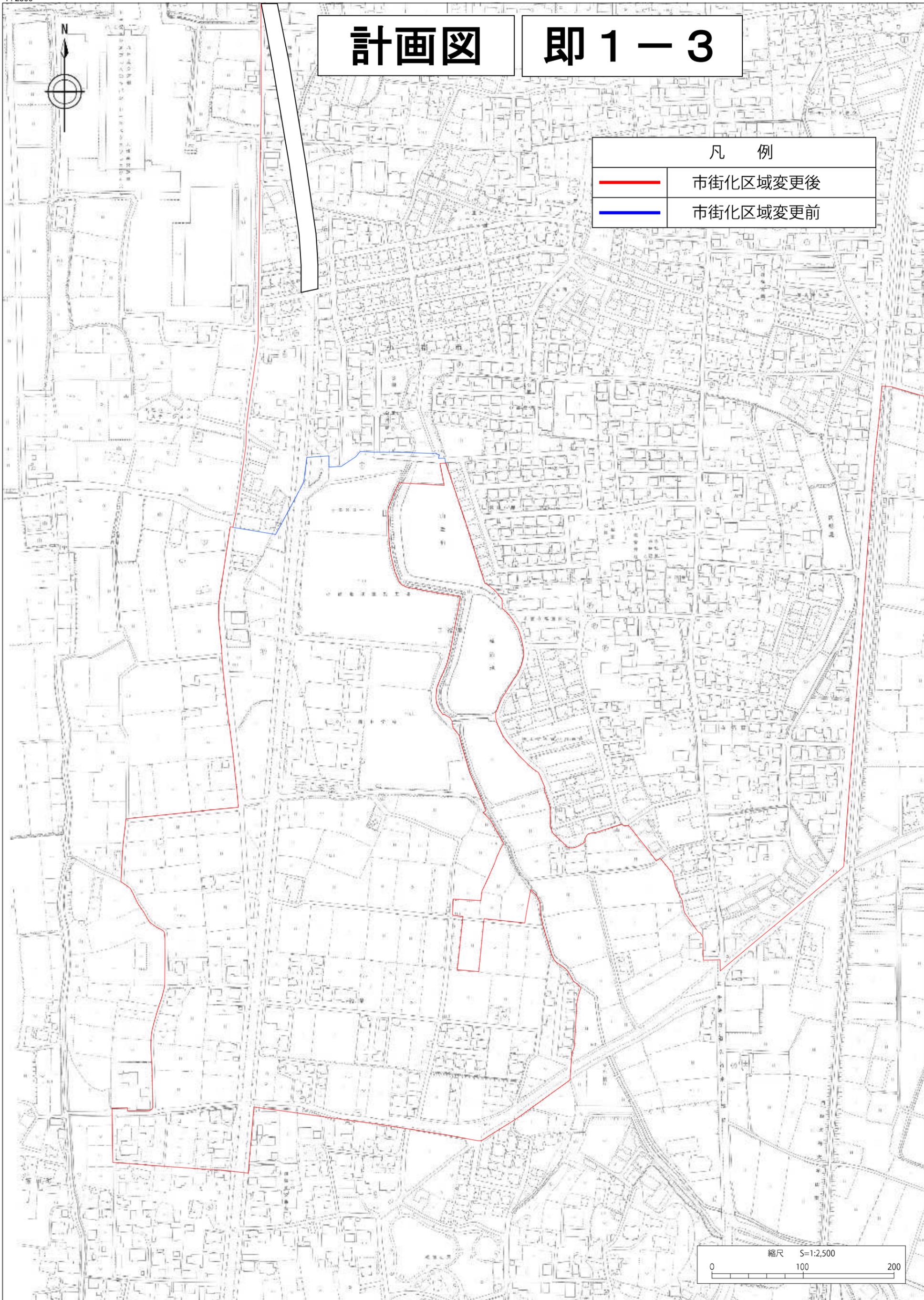


# 計画図

# 即 1 - 3

## 凡 例

	市街化区域変更後
	市街化区域変更前



第3815号議案

2都第3122号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田都市計画区域区分の変更について

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

## 大牟田都市計画区域区分の変更

大牟田都市計画区域区分を次のように変更する。

(変更内容及び変更理由)

別紙の通り

# 大牟田都市計画

## 区域区分の変更

令和3年 月 日 告示

福岡県

## 大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	127千人	115千人
	市街化区域内人口	114千人	104千人
	配分する人口	-	104千人
	保留する人口	-	0人
	(特定保留)	-	0人
	(一般保留)	-	0人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理由  
別紙のとおり

## 理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、平成29年度に実施した都市計画に関する基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。